

平成21年度 第1回 奈良県自立支援協議会全体会 次第

日 時：平成21年6月9日（火）

13:30～16:00

場 所：奈良県庁 5階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題 等

- ① 21年度の主な取組課題と取組方針について
- ② 圏域代表・圏域マネージャーからの年間活動計画について
- ③ 委員定数に関すること
- ④ その他意見交換 等

4 閉 会

傍聴要領

奈良県自立支援協議会

1. 傍聴を希望する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の前日までに、電話又はFAXにより事務局まで申し込んでください。(障害福祉課地域生活支援係 0742-22-1101 内線2833)
会議当日は名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席にご着席ください。
- (2) 傍聴の受付は申込みの先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は25名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
 - (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
 - (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (6) 携帯電話等を使用しないこと。
 - (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
 - (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反した時は、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

平成21年度 奈良県自立支援協議会名簿(案)

委員任期:平成21年4月1日～平成23年3月31日(2年間)

番号	種別	20年度		21年度		役職	(参考) 旧所属部会
		氏名	所属	氏名	所属		
1	委嘱	廣瀬 明彦	花園大学 准教授	廣瀬 明彦	花園大学 准教授	会長	
2	委嘱	小西 英玄	奈良市知的障害者相談員	小西 英玄	奈良市知的障害者相談員	委員(会長職務代理)	療育・教育部会 就労・教育部会
3	委嘱	中舎 有子	社会福祉法人寧楽ゆいの会 理事	中舎 有子	社会福祉法人寧楽ゆいの会 理事	委員	生活部会
4	委嘱	渡辺 哲久	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」 施設長	渡辺 哲久	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」 施設長	"	生活部会
5	委嘱	石井 日出弘	(社)奈良県社会福祉士会 理事	和泉 孝	社会福祉法人だるま会 だるま福祉作業所 施設長	"	
6	委嘱	佐谷 妃佐子	香芝市社会福祉課 障害者ケアマネジメント従事者	委嘱	大野 京子	天理市社会福祉課 障害福祉係長	
7	辞令	豊田 裕美	高田二ども家庭相談センター 主査	辞令	大前 里矢子	中央二ども家庭相談センター 児童福祉司	"
8	辞令	梅田 真宏	奈良県教育委員会 学校教育課	梅田 真宏	奈良県教育委員会 学校教育課	"	就労・教育部会
9	委嘱	岡田 六良	奈良労働局職業安定部 職業対策課	委嘱	野澤 俊雄	奈良労働局職業安定部 職業対策課	"
10	委嘱	小島 秀一	なら障害者就業・生活支援 センター コンパス 代表	委嘱	小島 秀一	なら障害者就業・生活支援 センター コンパス 代表	" (奈良圏域代表) 就労・教育部会
11	委嘱	鈴木 知子	(社福)萌 「コスモールいこま」 相談支援担当	鈴木 知子	(社福)萌 「コスモールいこま」 相談支援担当	" (西和圏域代表) 生活部会	
12	委嘱	山岡 亨	りえぞんネットたかとり 相談支援担当	委嘱	山岡 亨	りえぞんネットたかとり 相談支援担当	" (中和圏域代表) 人材育成部会
13	委嘱	村山 政志	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」相談支援員	委嘱	村山 政志	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」相談支援員	" (東和圏域代表) 人材育成部会
14	委嘱	喜多 学志	社会福祉法人総合施設 美吉野園 相談支援担当	喜多 学志	社会福祉法人総合施設 美吉野園 相談支援担当	" (南和圏域代表) 療育・教育部会 就労・教育部会	
15	委嘱	尾崎 功	障害者自立支援グループ サークル90 主宰	委嘱	尾崎 功	障害者自立支援グループ サークル90 主宰	生活部会

計 15名(委嘱13名 辞令2名)

奈良県自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者自立支援法第78条第1項の規定に基づき、地域生活支援事業として専門性の高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業を実施するため、県全域及び圏域における相談支援体制の整備を図るとともに、市町村が設置する地域自立支援協議会の設置及び運営に関する助言、並びに市町村の相談支援体制の整備に関する支援を行うことを目的として、県は奈良県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉施設の従事者、福祉サービス提供事業者、相談支援機関の従事者、学識の経験ある者、市町村の職員等のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 任期は2年とする。

(部会の設置等)

第3条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 療育・教育部会
- (2) 就労・教育部会
- (3) 生活部会
- (4) 人材育成部会

- 2 委員は、各部会に所属する。
- 3 自立支援協議会に、事務局機能を有する運営委員会を置く。
ただし、各部会の部会長、圏域の代表者である委員は、運営委員会に所属する。

(役員)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会、各部会では、必要に応じオブザーバー等を招へいし、助言等を得ることができるものとする。

(所掌事務)

第6条 協議会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 県全域及び圏域の相談支援体制の整備に関すること
- (2) 市町村が設置する地域自立支援協議会に関すること
- (3) 市町村の相談支援体制の整備に関すること
- (4) 障害者の自立と社会参加に関すること
- (5) 障害者自立支援法における人材育成の推進に関すること。
- (6) その他、協議会・各部会で検討が必要と判断された事項

(守秘義務)

第7条 委員は、本事業の実施により知り得たサービス内容、個人情報その他の事項について、他へ漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

奈良県自立支援協議会の機能整理

奈良県版地域ケアシステムの実現に向けた取り組み (関係施策の実施等)

- 障害福祉課・健康増進課を中心とした奈良県の障害者福祉施策のシンクタンクの役割を担う。
- 「地域主導型」の奈良県版地域ケアシステム構築を目指す

原則公開・情報可

(協議会での議論を
県民に広報し、障害
福祉を地域の中心に
する)

奈良県自立支援協議会<全体会>

事務局会議

地域代表(M)

障害福祉課 健康増進課等

運営委員会

各部会長・地域代表(M)

・障害福祉課・健康増進課等

奈良県

障害福祉課

健康増進課

検討課題に応じて組織

ワーキングチーム

具体的な課題や緊急的な課題

について、機動的に組織し対応

構成メンバーについては、機動性

を重視するため、検討課題に応じ

したメンバーをワーキングチーム

代表または運営委員会が選任

奈良県障害者

施策推進協議会

・福祉連合

・各種団体 等

中長期検討議題やワーキングチームの検討状況の取り纏めなど、必要に応じ施設の検討や提言等を行う。

部会長は部会の中で選任する。

療育・教育部会	就労・教育部会	生活部会	人材育成部会
乳幼児期からのケアシステム 整備を検討	学齢期(後期)から就労期における障害者就労促進やその支援 本体制整備について検討	生活全般(介護や余暇支援、権利擁護等)、地域移行、精神障害者支援等について検討	障害者支援に従事する者の人材育成及び県・地域研修についての検討
<部会構成委員例>	<部会構成委員例>	<部会構成委員例>	<部会構成委員例>
・療育支援関係者 ・児童福祉関係者 ・医療機関関係者 ・保健機関関係者 ・教育機関 ・当事者 等	・労働局 ・就労支援機関関係者 ・教育機関 ・当事者 等	・介護等生活施設関係者 ・居宅介護機関関係者 ・社会福祉協議会関係者 ・当事者 等	・知的障害者更生相談所 ・相談支援事業者等 ・精神保健福祉センター ・当事者 等

地域の課題をきつちり受け止め、議論し、結果は確実に地域に返すシステム。

地域自立支援協議会

課題

相談支援事業所等

ケア会議

新

奈良県自立支援協議会の機能整理

奈良県版地域ケアシステムの実現に向けた取り組み (関係施策の実施等)

原則公開・傍聴可
(協議会での議論を県民に広報
し、障害福祉を地域の中心にする)

- 障害福祉課・健康増進課を中心とした奈良県の障害者福祉施策のシンクタンクの役割を担う。
- 「地域主導型」の奈良県版地域ケアシステム構築を目指す

奈良県自立支援協議会 <全体会>

- ・奈良県障害福祉施策の方向性を協議していく → 地域ケアシステムの実現
- ・協議会全体としての整合性や統一性を確認する → 報告、提案の検討
- ・各部会や運営委員会に対する助言、支援
- ・県施策の具体的な内容や新規施策提案などについて県協議会としての方針決定

運営委員会=事務局機能

- ・各部会長・団体代表(M)・障害福祉課・健康増進課等
- ・団体代表(M)から提出された議題を整理し、奈良県自立支援協議会としてどのように検討するか(部会割振り)決定する。
- ・スケジュール調整(年間を通じての計画的な取り組み)
- ・各部会から提出された検討結果を整理し、全体会の運営を行う

部会長は部会の中で選任する。

癡育・教育部会	就労・教育部会	生活部会	人材育成部会
乳幼児期から学齢期(前期におけるケアシステムの整備を検討する)	学齢期(後期から就労期における障害者就労促進やその支援体制について検討する。)	生活全般(介護や余暇支援、権利擁護等)、地域移行、精神障害者支援等について検討する。	障害者支援に関する者の人材育成について検討する。
<部会構成委員例>			
・ 療育支援関係者 ・ 児童福祉関係者 ・ 医療機関関係者 ・ 保健機関関係者 ・ 教育機関 ・ 当事者 等			
労働局 就労支援機関関係者 教育機関 当事者 等	介護等生活施設関係者 居宅介護機関関係者 社会福祉協議会関係者 精神保健福祉センター 当事者 等	知的障害者更生相談所 相談支援事業者等 精神保健福祉センター 当事者 等	当事者 等

地域の課題をきっちり受け止め、議論し、結果は確実に地域に返すシステム。

地域自立支援協議会

地域自立支援協議会で検討されたものの結果は確実に地域に返すシステム。
中で、奈良県としての協議事項を団体Mが運営委員会に議題として提出する。

ケア会議

- ・協議会との共同による「地域主導型福祉施策」の実施
- ・地域づくり、医療、環境、観光、防災等
- ・奈良県障害者福祉施策推進協議会
- ・各種団体 等

奈良県 健康増進課

- ・各部会における部員は奈良県自立支援協議会委員の中で選任された委員と、各部会で議論する地域課題の解決に必要な人材であると部会あるいは運営委員会で判断し、招集された人材で構成する。

< 1回 >

平成21年度奈良県自立支援協議会ワーキングチームで扱う主な課題（案）

○重症心身障害児・者の地域生活に関する諸課題について

課題：

- ・国の制度、自立支援法で「重度は国が支える」としたが、重症心身障害児者が使えるサービスがないため、市町村に柔軟な制度運営が求められている。しかし、現状はそのような柔軟な運営は行われていない。その他、医療的ケアの問題がある。

今年度の方針：

- ・6、7月をめどに、これまでのワーキングチームの集約を行い、提言を纏める。これをもとに対象を広げたワーキングチームをつくり、課題に関して共通認識を図る。

関連：

- ・尾崎委員提案の入院患者への地域生活周知活動。
- ・行動障害は病院や施設に入ってしまうと見えにくくなるので、声があがりにくいという課題がある。

○精神障害者の関連する諸課題について

課題：

- ・居住サポート事業の推進（不動産関係事業者のネットワークづくりや、公的保証人制度、救急システム・危機介入システムづくり）。

今年度の方針：

- ・昨年度に引き続き、居住サポート支援事業を市町村と協力して進める手法を検討。

○発達障害児（者）のサポートブックについて

課題：

- ・奈良や橿原、五條、十津川でそれぞれ作成していて、名称が異なっている。どこの地域でもすべてのサポートブックが使えれば問題ないが、書き方が異なっていたりするので、奈良県全体で共有するためにはモデル版を作成した方が良いのではないか（→モデル版をもとに各市町村で地域性を出していただくことも可）。

今年度の方針：

- ・既存のサポートブックから、より使いやすいものを検討（→奈良県版）

○累犯障害者に関する諸課題について

課題、今年度の方針：

- ・累犯障害者の地域生活を支援する体制整備を早急に行わなければならない。
- ・地域生活支援センターに関しては、県の担当は福祉政策課。障害分野についてどのように進めていくか。

○人材育成に関する研修等に関連する事柄について

課題、今年度の方針：

- ・相談支援に関する研修の体系化。奈良県として求める人材の明確化。地域での人材育成。
- ・その他、サビ管の現任研修。認定調査員と審査会委員の合同研修を実施するか。

○在職障害者の権利擁護に関する事項について

課題、今年度の方針：

- ・昨年度作成した通報マニュアルの周知や効果的な運用、給料未払い及び最低賃金除外のチェック体制について

2009 年度 触法障害者の処遇についてのワーキング会議について

6月9日

東和圏域マネージャー：村山 政志

1、奈良県の現状

奈良県には少年刑務所と少年院がある。また県外にある矯正施設に収容されている奈良県出身の障害者及びその周辺域と見られる人達が多数いると思われる。

実際に私宛に兵庫県の支援センターの方から出所後の受け入れ先を3名（内女性1名）依頼されている。それ以外にケースとして宇陀市厚生保護課からの依頼を受けて矯正施設に入所している人に対して出所後宇陀市で受け入れるために、更生相談所、相談支援センター、障害福祉課と連携して毎月の様に矯正施設に面接に行っている。（面会では無く）その他現在収容されている方3名、出所された方2名の相談があった。

2、地域定着支援センターについて

厚生労働省から今年度7月に全国に1ヶ所「地域定着支援センター」の設置の通達が出ているが、奈良県の現状を顧みた時、「地域定着支援センター」についてその役割や目指している物を把握、理解しておられる方が多数居られるとは考えにくい。又、どの部課署が管轄するのかのイメージすらわかないのではないかと思われる。

関係各課に集まつていただき役割の確認などの調整会議の必要性を感じている。

3、委託か直営か

「地域定着支援センター」は県直営でも法人委託でも設置が可能である。仮に県直営とした場合は専属の課の創設が必要。

しかし、法人委託をする場合、奈良県はモデルケースで事業を行っている、滋賀福祉事業団や南高愛隣会愛隣会や国立のぞみの園のような大法人がない。仮に1民間法人に委託するとしても、福祉と矯正局と高齢者の3つについて精通している法人があるとは思えない。

委託するとしたならば、「地域振興センター」の様に NPO を立ち上げてそれぞれの専門分野の方達に集まって頂くのがもっとも望ましい。

4、補助金について

国が提示している金額では4人の職員の人事費にも足りない。地域定着支援センターは、地域で生活したいという触法障害者の受け入れ先を探すだけではなく、入所中に年金の申請や療育手帳の習得などの準備が必要なうえ、他県の生活支援センターとの連携を図るために実際に収容されている矯正施設に出向き、当事者との面接も必要である。それを考えると活動費がかなり必要になる。県が助成しないと地域定着支援センターの基本的職員配置は無理である。

5、緊急性

毎年 1,000 人の身元引受人がなく何らかの生きづらさを抱えている人達が出所している。単純計算しても1県あたり21人の人が支援を必要としている。早急に議論して設置に向けた方向性を示す時がきている。